

JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)
「The Bridge to the Future」一橋大学博士イノベーション人材育成プロジェクト
【2025 年度 定期採用】募集要項

1. 目的

一橋大学は、JST「次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)」に採択され、2024 年度から「『The Bridge to the Future』一橋大学博士イノベーション人材育成プロジェクト」を開始しました。

本プロジェクトは、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う志のある優秀で多様な博士後期課程学生への経済的支援を強化し、国際競争力を備えた博士人材が幅広く活躍するための様々なキャリアパスの整備を進めるものです。

本プロジェクトの支援対象となる学生を募集します。

2. 応募資格

2025 年 4 月時点で本学大学院博士後期課程に入学予定または在籍している者及び 2025 年 9 月に入学予定の者。ただし、2025 年 4 (9)月 1 日において、次のいずれにも該当していない者。

- (1) 日本学術振興会の特別研究員
- (2) 国費外国人留学生制度による支援を受けている者 (JICA を含む)
- (3) 母国政府からの奨学金等の支援を受けている者
- (4) 所属する企業等から生活費相当額として十分な水準 (控除前の年額が 240 万円以上) の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている者
- (5) 生活に係る十分な水準 (240 万円/年) の奨学金を得ている者 (貸与型は除く)
- (6) 本プロジェクトとの併給を認めない他の奨学金等の受給者
- (7) 休学中の者
- (8) 博士課程満期前に計画的に中退を予定している者
- (9) 標準修業年限を超えて在学している者 (休学期間を除く)

3. 採用人数

2025 年 4、9 月入学予定者：1 年次 17 名程度、2 年次、3 年次 若干名

4. 支援内容

本プロジェクトに採用された学生には「研究奨励費 (生活費相当額)」、「研究費」を支給します。なお研究力向上やキャリアパス支援のために研究費の追加経費の支給が可能です。追加経費は申請して認められた場合に支給します。

2025 年度の支給額は以下のとおりです。

研究奨励費（生活費相当額）	216 万円（月額 18 万円）
研究費	30 万円

5. 支援期間

2025 年 4(9)月から標準修業年限終了時まで。

在学期間が標準修業年限を超える場合は、以降の期間は支援の対象となりません。ただし、出産・育児、介護等の個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等を行うことも可能とします。また、支給中止・停止要件に該当した場合は、支給期間が短くなる場合があります。

※本事業は国の補助により実施するため、政府の方針等により支援期間、支援内容等に変更が生じる場合があります。

6. 申請書類

申請書および評価書

所定の様式に沿って作成し、指導教員等に評価書の作成を依頼したうえで提出してください。申請書類に虚偽があった場合は採用を取り消します。

7. 提出方法・提出先

- (1) 申請書：PDF で 1 つにまとめ、ファイル名は申請書 2025_学籍番号_氏名.pdf とすること。なお、学外からの応募の場合はファイル名を申請書 2025_氏名.pdf とすること。
- (2) 提出先：manaba 又はメールによる提出。
 - ・学内者は manaba を通じて提出。
 - ・学外者はメールによる提出(info-spring@ad.hit-u.ac.jp)。
- (3) 評価書：評価書作成者（指導教員等）から直接 info-spring@ad.hit-u.ac.jp 宛てに提出期間内の送付を依頼してください。

8. 提出期間

2024 年 12 月 23 日（月）～2025 年 2 月 3 日（月） 8:30（厳守）

9. 選抜方法

(1) 書類選考

提出された申請書類に基づき書類選考を行います。

書類選考の結果は、申請時に登録したメールアドレス宛に連絡します。

(2) 面接選考

書類選考を通過した者に対して、面接選考を行うことがあります。面接選考の日時は 2 月 26 日（水）～28 日（金）10 時～18 時の間の指定の時間とし、対象者には詳細を追って連絡します。指定された面接時間の変更には原則として応じられませんので、予定

の確保をお願いします。

(3) 選考基準

- 本プロジェクトの趣旨を十分に理解しており、研究内容と社会課題との関連が考慮されていること、優れた研究遂行力が認められ、かつ研究計画が独創的であり、発展性が見込め、その実施方法に実現性が見込めること。
- 研究遂行に必要、また国際社会で活躍できる十分な語学力が認められること。
- 課題を十分に理解し、これに対し柔軟かつ独創的な思考ができること。
- 文理・多分野融合的研究により SDGs・ELSI をはじめとする新たな社会イノベーション課題に挑戦して、博士学位取得後に我が国の科学技術・イノベーションを担い、国際社会を牽引する活躍が見込めること。
- 標準修業年限での修了が見込めること。

10. 採用者決定

2025 年 3 月中旬に本学 HP において結果を発表します。

11. 採用者に課せられる事項等

(1) 必須事項

- 本プログラムによる支援期間を通じて、本学が指定する科目等を毎年度 1 科目（2 単位）以上履修すること。
- 本プロジェクトが提供する取組へ積極的に参加すること。
- 1 年ごとに活動報告書を提出すること。
- 研究倫理教育 e-ラーニング（eAPRIN）を受講すること。研究費をルールに基づき適正に執行すること。
- JST が採用された学生に直接行うモニタリング、フォローアップ調査を受けること。そのために、採用者のメールアドレスを大学から JST に提供することに同意すること。
- 日本学術振興会特別研究員へ応募すること。また特別研究員に採用された場合は SPRING 支援を辞退すること。
- 修了後の進路状況、研究成果について 10 年以上の追跡調査を受けること。そのために、博士人材データベース（JGRAD）に登録すること。
- ジョブ型研究インターンシップ協議会事業へ登録すること。
- 支障のない範囲で本プロジェクトの広報活動へ協力すること。

(2) 奨励事項

以下の取組への参加等、自ら積極的なキャリア開発・育成の機会の確保に努めてください。

- 本プロジェクトにおける挑戦型インターンシップなどの提案型プログラムへの積極的な応募

○ 多様なキャリアパスを目指した学内外の取組への積極的な参画

1 2. 支援の取り消し・中止・停止

(1)「2. 応募資格」のただし書きに該当した場合は、本プロジェクトの支援を中止または停止します。

(2) 本プロジェクトにおける事業統括が以下に該当すると判断した時は改善指導を行います。改善が見込めないと判断した時は、本プロジェクトの採用を取り消し、又は支援を中止・停止するとともに、既に支給した研究奨励費等の返納を求めることがあります。

○ 本プロジェクトで課している必須事項が正当な理由なく遂行されていないと判断された場合。

○ 正当な理由なく、当初予定していた研究計画を実施しなかった場合。

○ 一橋大学学則第 16 条に定める懲戒処分を受けた場合。

○ その他、本学学生、本プロジェクト採用者として相応しくない行為が認められた場合。

(3) 研究不正及び虚偽の申請が発覚した時は、本プロジェクトの採用を取り消すとともに、既に支給した研究奨励費等は返納させます。

※支援金の受給には、渡日していることが必要です。

1 3. その他

(1) 提出書類に記載された個人情報については、書類審査、面接審査等の選考および本プロジェクトに関する業務を遂行するために利用します。

(2) 「1 1 採用者に課せられる事項等(1)必須事項」に記述がありますが、本プロジェクトに採用された学生は修了後、その後のキャリアに関する追跡調査を 10 年以上行うことが、JST から大学に求められています。採用者は追跡調査に協力し、大学への報告が義務付けられます。同様に必ず博士人材データベース (JGRAD)、ジョブ型研究インターンシップ推進協議会に登録してください。

(3) 本プロジェクトに採用された学生は、ホームページ、各種報告書等で氏名、研究内容、成果等を公表します。

(4) 研究奨励費等(生活費相当額)は雑所得として課税されるので、受給した翌年に確定申告と納税を行うこととなります。扶養義務者(親等)の扶養となっている場合は、扶養義務者(親等)の職場等の担当者に問合せてください。

(5) 本プロジェクトに採用された学生のうち 2023 年度以降に日本学生支援機構の第一種奨学生に採用された者は、博士課程における「特に優れた業績に係る返還免除制度」の対象になりません。

(6) 本プロジェクトは、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある多様な博士後期課程学生への経済的支援を強化し、国際競争力を備えた博士人材が幅広く活躍するための様々なキャリアパスの整備を進めるものです。

1 4. 問い合わせ先

一橋大学次世代研究者挑戦的研究プログラム推進室

Email : info-spring@ad.hit-u.ac.jp

問い合わせは、メールのみとします。また、採否に関する問い合わせには応じられません。

【参考】

(1) 所得税

税法上、親等の扶養親族となっている場合は、1 月から 12 月までの生活費相当額から必要経費を除いた金額が 38 万円を超えると、親等は扶養控除を受けられないとともに所得税が課税されます。また、当該年度の所得に応じて、次年度の住民税が算定されます。

(2) 健康保険や共済組合上の被扶養者

生活費相当額の年額の見込額が 130 万円を超えると被扶養者となれません。当初から生活費相当額が決定されるため、被扶養者となれない要件に該当することとなる場合は、学生自身で国民健康保険に加入する必要があります。

(3) 授業料の免除

世帯の状況により、家計基準の計算が異なりますが、収入によっては免除されない場合があります。